

## 第 9 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 3 月 12 日 (火) 午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員 1 番 友岡 康幸    2 番 松岡日出男    3 番 桐原 忠継    4 番 小出 満文  
 5 番 福本 博文    6 番 加藤 清孝    7 番 小林 公子    8 番 長崎 愛  
 9 番 榊 敏行    10 番 藤岡 恵雄    11 番 今村 建一  
 13 番 渡邊 和徳    14 番 渡邊 晃    15 番 豊田るみ子    16 番 池田 春香  
 17 番 藤原 幸似    19 番 北野 暁之
- 欠席委員 12 番 古澤 弥生    18 番 古庄 憲明
4. 議事日程 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について  
 議案第 5 号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画の更新について
5. 事務局職員 次長 荒牧 憲政  
 主幹 藤野 貴洋

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
次長	お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 白水・久木野地区の委員におかれましては、現地確認お疲れ様でした。 本日は局長が 2 月議会にて不在となりますので私が進行いたします。 それでは、定刻になりましたので、第 9 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。 農業委員総数 19 名、出席委員 17 名、南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。
次長	それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。
会長	皆さんおはようございます。 それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。
議長	只今から第 9 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 19 番の北野委員、1 番の友岡委員を指名します。  議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。

事務局	<p>はい、朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■ ■■■■■ 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■ ■■■■■ 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■ ■■■■■ 所有権移転の 贈与となっております。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■ ■■■■■ 所有権移転の贈 与となります。</p> <p>番号5番につきましては今回は保留ということで取り下げます。 以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第1号番号1番について、4番の小出が説明します。 譲渡人、譲受人申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は県外にお住まいで農地が管理できず、農地を譲り受けてもらえる方を探されておりました。今回、長年申請地を小作された譲受人と所有権移転の売買ということで申請が上がりました。譲受人は親子で大規模な農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
2番	<p>議案第1号番号2番について、2番の松岡が説明します。 譲渡人は今回農地を後継者へ経営委譲される為譲受人へ所有権移転の贈与ということで、一括贈与されます。譲受人は長年農業を営まれており、十分な農地管理もできることから、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
7番	<p>議案第1号番号3番について、7番の小林が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人はご高齢で農地の管理が難しくなり、農地を管理していただける方を探されておられましたところ、譲受人と所有権移転贈与の契約が結ばれます。 譲受人は申請地の付近で農業も営まれ、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
12番	<p>議案第1号 番号4番について、12番の古澤が説明します。 譲渡人は県外に住まわれており申請地の農地の管理が難しい事から今回、譲受人と所有権移転贈与の契約が結ばれました。 譲受人は申請地の付近で農業を営まれておられ、農地の管理を行う上で、何ら問題は無いと思われまます。ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について番号1申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は植林 始末書添付となっております。以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
11番	<p>議案第2号番号1番について、11番の今村が説明します。申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請者が申請される農地は山際に面しており鳥獣外被害で農地としての生産性は低く、既に植林がなされており数十年経過しております。正式な手続きがなされておらず今回農地転用の手続きをされるようです。始末書添付ということで申請者も反省されております。</p> <p>何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>ありがとうございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p>

議長	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について番号1申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。以上ご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
7番	<p>議案第3号番号1番について、7番の小林が説明します。譲渡人と譲受人は親子関係でございます。今回お子さんである譲受人が後継者として新しい住居を建てたいと所有権移転の無償ということで申請が上がりました。排水計画、事業計画や関係書類等、問題無いことを確認しております。何ら問題無いと思われますのでご審議ください。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第3号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1から番号23、番号31の新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定の3年です。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定 5年です。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定の5年 相続権者同意書有となります。</p>

番号 4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の 20 年 相続  
権者同意書有となります。

番号 5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の 5 年 相  
続権者同意書有となります。

番号 6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借  
権設定の 20 年 相続権者同意書有となります。

番号 7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の 3 年 相続権者  
同意書有となります。

番号 8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の 5 年 相続権者同  
意書有となります。

番号 9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借  
権設定の 5 年です。

番号 10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の 3 年で  
す。

番号 12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 13:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃  
借権設定の 3 年です。

番号 14 番につきましては今回取り下げの案件となります。

番号 15:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の 1 年  
です。

番号 16:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED]  
賃借権設定の 3 年です。

番号 17:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借  
権設定の 10 年です。

番号 18:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 使用賃借権設定の 1 年 相  
続権者同意書有となります。

番号 19:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の 10 年 相続  
権者同意書有となります。

番号 20:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。

番号 21:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用貸借権設定の 20 年です。

番号 22:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用貸借権設定の 20 年です。

番号 23:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 24 番から番号 30 番は 再設定の案件になりますので省略致します。

番号 31:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]

農地中間管理事業 一括方式 集積 10 年 となります。

以上、新規案件 23 件、再設定案件 7 件 ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員説明及び審議をお願いします。番号 9 番については委員案件となりますので、委員の退席を求め先に審議したいと思います。

退席

1 番 議案第 4 号 9 番を 1 番の友岡が説明します。

番号 9 番の譲渡人はご高齢で農地保全が大変難しくなられ、今回地元で大規模な畜産業を営まれる譲受人と賃借権設定 5 年の契約が結ばれます。何ら問題は無いと思います。ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

(異議なし)

ありがとうございます。議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請番号 6 について、異議がない方は挙手をもってお願ひ致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号番号 6 は原案どおり可決致

	<p>します。</p> <p>着席</p>
議長	<p>引き続き、議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請番号1から番号23・番号31の地元委員の説明、事務局の説明をお願いします。</p>
6番	<p>議案第4号番号1番から3番について6番の加藤が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号1番の譲渡人はご高齢の為、農業が出来ず農地管理が出来ないことから、耕作していただける方を探されておられ、今回譲受人と賃借権設定の3年ということで小作契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は地域で担い手として今後農業に従事され地域を担う農家として期待が持てます。</p> <p>番号2番3番の譲渡人はお隣町にお住まいで、農地の管理を同じ町で農業法人として活躍される譲受人と賃借権設定の5年の契約が結ばれます。同じ地区内ということで通作距離も近く農地管理の点でも何ら問題無いと思われます。番号3につきましては相続権者同署有の案件となります。</p> <p>以上 ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
5番	<p>議案第4号番号4.5番について5番の福本が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号4につきましては、譲渡人は農業を営んでおらず農地を耕作していただける方を探されておられ、今回、農業規模を拡大中で、若手農家の譲受人と賃借権設定20年ということで話がまとまりました。</p> <p>番号5につきましても譲受人は農業を営んでおらず農地管理をできる方を探されておりましたところ、お隣の町で農業法人として活躍される譲受人と賃借権設定5年の契約が結ばれます。</p> <p>2件とも相続権者同意書付きでの契約となります。</p> <p>何ら問題無いと思われますので、ご審議いただきますよう、よろしくをお願いします。</p>
2番	<p>議案第4号番号6番7番を2番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号6番7番ともに譲渡人は既に亡くなられて相続者が申請農地を管理をしておりましたところ、今後農地管理が難しいということから、譲受人とそれぞれ賃借権設定20年・賃借権設定3年と相続権者同意書有での契約が結ばれます。</p> <p>また、両方ともに譲受人は長年地域で農業を営まれており農地管理をするうえで申し分ないと思われます。何ら問題は無いと思われますので、ご審議いただきますよう、よろしくをお願いします。</p>
1番	<p>議案第4号番号8番1番の友岡が説明します。</p>

	<p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 8 番の譲渡人は、既に亡くなられておられご親族が農地管理をされています。今回親族の方から農地の管理が難しくなってきたことから、農地を耕作していただける、譲受人と賃借権設定 5 年 相続権者同意書付きの契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は親子で担い手として農業を営まれており、何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、ご審議頂きますようお願いいたします。</p>
7 番	<p>議案第 4 号番号 10 番から 13 番を 7 番の小林が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 10 番から 13 番ともに譲渡人が村外に住まわれている等、様々な事情で農業の規模を縮小したいと、農地の管理が任せられる方を探されておられました。</p> <p>今回、譲受人とそれぞれ賃借権設定 5 年・賃借権設定 3 年と契約が結ばれます。</p> <p>また、番号 10. 11. 13 番 3 件の譲受人は長年地域で農業を営まれており農地管理をするうえで申し分ないと思われまます。</p> <p>番号 12 につきましては新規就農者として農業研修を実施しており、農地の耕作を任せられると判断し、何ら問題は無いと思われまます。</p> <p>ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
9 番	<p>議案第 4 号 番号 15 番を 9 番の榊 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 15 番は譲渡人が農業が出来ないということで、今後農地管理が難しい為、譲受人と賃借権設定 1 年が結ばれます。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
10 番	<p>議案第 4 号番号 16 番について 10 番の藤岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は県外に住まわれており農地の管理が出来ない事から農地を管理してもらわれる方を探されておりましたが、今回耕作者として譲受人と賃借権設定の 3 年の契約が結ばれます。何ら問題無いと思われまます。ご審議ください。</p>
14 番	<p>議案第 4 号番号 17 番 18 番を 14 番の渡邊が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 17 番 18 番はご高齢や、村外に住まわれる等、今後農地管理が難しいということから、譲受人とそれぞれ賃借権設定 10 年・使用賃借権設定 1 年相続権者同意書有での契約が結ばれます。</p> <p>また、譲受人は地域で担い手として農業を営まれており、農地管理をするうえで、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
19 番	<p>議案第 4 号番号 19 番 20 番を 19 番の北野が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 19 番につきましては、既に亡くなられご親族が管理をしておられた農地、また番号 20 番については、ご高齢により今後農地管理が難しいということから、</p>

	<p>それぞれ譲受人と賃借権設定 10 年の契約が結ばれます。</p> <p>番号 19 番につきましては相続権者同意書有となります。</p> <p>また、両方ともに譲受人は長年地域で農業を営まれている農業経営体の後継者であり、農地管理をするうえで、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
15 番	<p>議案第 4 号 番号 21 番 22 番について 15 番の豊田が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 21 番 22 番は同じ案件ですので同時に説明いたします。</p> <p>譲渡人は地域で大規模な畜産業を営まれており昨年の農業委員会で農地拡大を図ることから農地購入をされておられました。今回 21. 22 番の譲渡し人へ後継者への使用賃借権設定の 20 年ということで、農業の経営委譲をされるようです。</p> <p>また、それぞれ譲受人は譲渡人と親元就農による農業を通し農業の修練や経験見識は十分と思われまます。何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
17 番	<p>議案第 4 号番号 23 番について 17 番の藤原が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢のため農業の規模を縮小されたいと作り手を探されていましてところ、地域で新規就農され担い手として今後活躍していただく譲受人と、賃借権設定の 5 年の契約がなされまます。</p> <p>何ら問題無いと思われまます。ご審議ください。</p>
事務局	<p>番号 31 番について事務局が説明します。</p> <p>番号 31 番につきましては、農地中間管理事業による利用権設定となります。</p> <p>譲渡人が病気などに伴い農地が管理出来ない事から、新たな作り手を探されておられまましたが、今回農地の管理をしていただくために、農地中間管理事業による賃借権設定を結ばれまます。</p> <p>譲受人は新規での就農者となりますが認定農家の審査などを受理され農業を営む者として認定されておりますので今回、農地を借り受けることとなります。場所は <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 農地です。</p> <p>以上、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>何もなければ、議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議のない方は挙手をもってお願ひ致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございました。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。</p>

議長	<p>続きまして議案第5号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第5号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について</p> <p>この案件は、農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の配分計画変更による更新となります。以前、農地中間管理事業により集積配分計画を設定した農地の配分先の変更報告となります。</p> <p>中間管理事業による利用集積、配分計画の変更は、令和4年度までは、農業委員会総会での審議案件ではなく事務局で再設定処理しておりましたが、基盤強化促進法の改正により配分計画の変更につきましても、総会へ報告し諮ることとなりました。</p> <p>今回の農地中間管理事業による集積配分計画は新規案件ではなく過去に審議されている再設定の案件ですので、基盤法による利用権設定事業と同じく概略説明のみといたします。</p> <p>今回の案件は2つとなります。議案第5号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新</p> <p>のN01.No2と2件ありますが、左側の出し手から右側の受け手とそれぞれ農地中間管理事業による利用権設定の配分先の変更をそれぞれ致します。出し手、受け手の面積、賃料は議案書記載のとおりです。</p> <p>各筆毎の詳細はそれぞれのページに記載しております。ご確認ください。</p> <p>これまで問題なく、農地中間管理事業で出し手から受け手へ貸し出され、耕作をされております。</p> <p>配分先変更についてもそれぞれ村の公社や、新規就農者で数年にわたり研修を受けられ農地を管理する技量が備わっているものと認め、何ら問題はないと思われまますので今回報告したものです。</p> <p>以上、事務局からの説明と報告といたします。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>何もなければ、議案第5号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について、異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新は原案どおり可決致します。</p>

議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、4月の総会の日程を決めておきたいと思えます。4月10日 水曜日 10時から 場所は庁舎2階大会議室で行いたいと思えますのでよろしくお願い致します。また次回の農業委員憲章は18番古庄委員、2番松岡委員をお願いしたいと思います。その他で委員さんから何かございませんか？無いようですので、事務局から何かございませんか？</p>
次長	<p>農地取得の件について協議。</p> <p>先月局長が説明した案件ですが、今回取り下げた3条で皆様へ諮りたいと思説明をしたいと思えます。資料1にありますように、現在新規での農地取得は認めておらず、賃借での対応とあります。他の市町村の例が資料2の中にありますが、賃借からの所有権の流れが主となります。資料4に事務局案で2つの案を示しております。一つは総会前に地元委員さんと事務局とで3者面談し内容確認後、総会へ上程する案。2つめはより厳しく総会当日に新規就農者が説明をするやり方となります。今後どのようにしていくかを皆様からのご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>新規就農者がどのような方か地元委員もわかっていない。新規就農者の紹介などがあってもいのでは。</p> <p>今は農地も荒れ作り手が少ない中で、数少ない新規就農の方へ厳しく規制するのはいかがなものかと思う。</p> <p>売買だけでなく、賃借の案件も事前にヒアリングが必要では？</p> <p>今回取り下げた案件は条件がいい農地ではあるが、今回は審議にとどまり、また事前ヒアリングを行い後日、上程する流れに。</p> <p>今後は今回のような新規就農者の農地取得は事前に地元農業委員、最適化推進委員を交えたヒアリングをし農家要件が満たされているか確認し総会へ上程する流れで良いか？</p> <p>賛成多数で可決。</p>
議長	<p>以上をもちまして第9回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 12時30分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年4月10日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

19 番

---

議事録署名委員

1 番

---